

平成 27 年度 岡山大学大学院法務研究科  
第 2 次募集 法学既修者入試 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 5 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題 1】** 次の文章を読んで、以下の〔問 1〕〔問 2〕に答えなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問題である。  
(解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。)

A は B に対して 1000 万円の金銭債権（甲債権）を有しているが、弁済期になっても、B は A に 1000 万円を支払わない。B のめぼしい財産は、C に対する 1000 万円の金銭債権（乙債権）のみであり、既に弁済期が到来しているが、B は乙債権を取り立てようとしなしいし、C は B に 1000 万円を支払わない。A は、甲債権を被担保債権とする担保権を有していない（一般債権者である）が、甲債権の満足を得たいと考えている。

**〔問 1〕**

A が甲債権の満足を得るためにとり得る方策のうち、民法典に根拠規定のあるものを二つあげて、それぞれについて簡潔に説明しなさい。なお、説明にあたっては、どのような方策であり、根拠規定は何条であり、甲債権はどのようにして満足を得て消滅するのかを明らかにすること。

**〔問 2〕**

C は B に対して 1000 万円の金銭債権（丙債権）を有しており、丙債権の満足を得たいと考えている。C のとり得る方策について明らかにした上で、B の唯一のめぼしい財産である乙債権をめぐる A と C との法律関係を、【問 1】における A のとり得る二つの方策それぞれについて、説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

**【問題 2】** 以下の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 一部認容判決

(2) 権利自白

〔問 2〕

当事者能力と当事者適格の関係について説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題3】**以下の〔問1〕及び〔問2〕（小問1及び小問2）に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

〔問1〕 下記の1～10の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。

1. 株式会社を唯一の社員とする合名会社は認められていない。
2. 出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の会社に対抗することができない。
3. 発行可能株式総数の定めは、定款の絶対的記載事項であり、登記事項である。
4. 株式会社は、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利とともに有しない種類の株式を発行することができる。
5. 株券発行会社であると否とを問わず、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社に対抗することができない。
6. 判例によれば、会社法310条1項は、議決権を行使する代理人の資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の規定により、相当と認められる程度の制限を加えることまで禁止したものとは解されない。
7. 判例によれば、臨時株主総会の招集は、会社法352条1項にいう「株式会社の常務に属しない行為」である。
8. 判例によれば、会社法360条1項に基づき退任後もなお会社の役員としての権利義務を有する者の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があった場合、会社法854条を適用して株主が訴えをもって当該役員権利義務者の解任請求をすることができる。

《次頁に続く》

9. 取締役が第三者のために会社と取引をしたときの当該取締役の会社法 423 条 1 項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることはできない。

10. 吸収合併及び新設合併はともに、合併契約に定められた効力発生日に、その効力を生ずる。

## [問 2]

A 株式会社は、発行済株式総数 200 万株で、その発行する株式を東京証券取引所に上場している公開会社である。A 社は、商品開発・研究費 4500 万円の調達のため、B 株式会社に対する新株発行を計画し、平成 27 年 1 月 8 日開催の A 社取締役会で、1 株当たりの払込金額を 450 円、払込期日を平成 27 年 1 月 29 日とする、B 社に対する 10 万株の新株発行（以下、「本件新株発行」という。）が決議された。A 社は、同月 9 日、会社法 201 条 4 項の規定に基づく公告を行った。

平成 27 年 1 月 8 日の東京証券取引所における A 社株式の株価の終値は 1000 円であり、過去 1 年余りにわたり、A 社株式の株価は 1000 円前後で推移していた。A 社取締役会が本件新株発行の払込金額を 450 円と定めた根拠は、市場価格は一切勘案せず、最終の貸借対照表に計上された A 社純資産額を発行済株式総数で除した金額である 500 円に 10% のディスカウントを行ったものである。

なお、本件新株発行につき不公正な方法によるものと認められる事情はない。

**小問 1** 本件新株発行の払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額（会社法 199 条 3 項参照）か。

**小問 2** 本件新株発行につき、A 社株主総会決議のないまま、B 社は払込期日に 5000 万円の払込を了し、A 社代表取締役は B 社に対して 10 万株の株式の発行を行った。本件新株発行には、会社法 828 条 1 項 2 号の無効の訴えの無効事由が認められるか。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

## 【出題意図】

### 問題 1

[問 1] は、債権者が、債務者が第三債務者に対して有する債権から自らの債務者に対する債権の満足を得る民法上の方策について問うものである。

[問 2] は、第三債務者が債務者に対して反対債権を有する場合に、[問 1] の方策それぞれについて、債務者の第三債務者に対する債権をめぐる、債権者と第三債務者との法律関係を問うものである。

### 問題 2

#### [問 1]

- (1) 申立事項と判決事項の関係についての理解を問う問題である。
- (2) 裁判上の自白についての理解を問う問題である。

[問 2] 訴訟要件である当事者能力と当事者適格についての理解を問う問題である。

### 問題 3

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。問 2 は、公開会社における新株有利発行の判定基準及び必要な株主総会決議を欠く新株発行が無効の訴えの無効事由となるかを問うものである。最判昭和 50 年 4 月 8 日民集 29 卷 4 号 350 頁、最判昭和 46 年 7 月 16 日判時 641 号 97 頁のほか、最判平成 6 年 7 月 14 日判時 1512 号 178 頁などの判示内容を踏まえた解答が期待される。